

ようこそ金沢まちなかマンション購入奨励金交付要綱取扱要領

(平成28年 3 月23日 決裁)

(通則)

第1条 この要領は、ようこそ金沢まちなかマンション購入奨励金交付要綱（平成28年告示第100号。以下「要綱」という。）の規定による奨励金の交付に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こまちなみ保存区域 金沢市こまちなみ保存条例（平成6年条例第1号）第5条に規定する区域をいう。
- (2) 伝統環境保存区域 金沢市における美しい景観まちづくりに関する条例（平成21年条例第4号。以下「景観条例」という。）第10条第1項の規定により定められた同項第1号に規定する伝統環境保存区域をいう。
- (3) 伝統環境調和区域 景観条例第10条第1項の規定により定められた同項第3号に規定する伝統環境調和区域をいう。

(マンションの基準)

第3条 要綱第3条第2項第1号に規定する市長が定めるマンションの仕様、規模等の住宅基準を満たすマンションは、次のすべての基準を満たすマンションとする。

- (1) 1棟に2つ以上の住戸（他の補助事業によって建設する住戸を含み、補助事業以外で建設する住戸を含まない。）があり、かつ、1棟に占める住宅部分の面積（他の補助事業によって建設する住宅部分を含み、補助事業以外で建設する住宅部分を含まない。）が2分の1以上であること。
- (2) 各住戸の住戸専用面積が55平方メートル以上であること。
- (3) 各住戸に台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えていること。
- (4) 共同建て又は長屋建てであること。
- (5) 住宅の戸数の7割に相当する台数分以上の駐車場が当該マンションの敷地内に確保されていること。ただし、敷地及び敷地周辺の状況を鑑み、駐車場の一部を近隣で確

保することが適当であるとして市長が認めたものはこの限りでない。

(6) 外観が別表第1に定める景観基準に適合したものであること。

(7) 次のいずれかの要件を備えていること。

(ア) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による住宅性能評価を受ける住宅で、同法第3条の2第1項の規定により定められた評価方法基準（平成13年8月14日国土交通省告示第1347号）第5の9の9-1（3）ニ及び9-2（3）ニに掲げる基準に適合し、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第7条第1項に規定する建設住宅性能評価書が交付されること。

(イ) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の認定を受け、同法第7条の規定による通知を受けるものであること。

(8) あんしんコミュニティ集合住宅認証制度実施要領で定める戸数以上のマンションにあっては、同要領に基づく認証を受けること。

(9) 特定優良賃貸住宅建設費補助等他の補助制度により認定を受けた住戸でないこと。

(10) 都市計画法、建築基準法その他市長が別に定める法令又は景観条例、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号。以下「まちづくり条例」という。）その他の本市のまちづくりに関する条例等の規定に違反しないもので、かつ、これらの規定に基づき受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従ったものであること。

(11) 金沢市定住の促進に関する条例（平成13年条例5号）第3条に規定する基本理念に即したものであること。

（マンションの認定手続）

第4条 要綱第3条第2項に規定する市長が定める方法による手続は、わがまち金沢まちなかマンション奨励金交付要綱取扱要領第5条から第11条に定めるとおりとする。

（奨励金の額）

第5条 要綱第5条の規定により算出された奨励金の額の上限額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を奨励金の額とする。

（交付の申請等）

第6条 要綱第6条第1項に規定する申請は、ようこそ金沢まちなかマンション購入奨励金交付申請書（様式第1号）及びようこそ金沢まちなかマンション購入奨励金金額算出

表（様式第2号）によるものとする。

（雑則）

第7条 この要綱取扱要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

2 改正前の要領の規定に基づき認定を受けた者については、なお従前の例による。

年 月 日

ようこそ金沢まちなかマンション購入奨励金交付申請書

（宛先）金沢市長

申請者 住所

氏名

ようこそ金沢まちなかマンション購入奨励金の交付を受けたいので、当該事業の成果を添えて、ようこそ金沢まちなかマンション購入奨励金交付要綱第6条の規定により申請します。

1 交付申請額	円	
2 対象借入金の額	円	
3 事業の成果	購入マンションの所在	金沢市
		マンション名 号
	所有者及び持分	
4 若年者	該当する ・ 該当しない	
（宛先）金沢市長 年 月 日 奨励金の交付に必要な税関係情報の記録を市長が調査することに同意します。		
申請者	住所 氏名 （署名又は記名押印）	

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) ようこそ金沢まちなかマンション購入奨励金金額算出表
- (2) 建物（住戸）の登記事項証明書
- (3) 世帯全員の住民票の写し（購入住戸に居住していることが確認できるもの）
- (4) 売買契約書の写し
- (5) 金銭消費貸借契約書の写し
- (6) 住宅資金に係る借入金等の残高証明書（別紙）又は租税特別措置法施行規則第18条の22の第2項に規定する書類の写し
- (7) 勤務地証明書（様式第7号）
- (8) 戸籍の附票

様式第2号（第6条関係）

ようこそ金沢まちなかマンション購入奨励金金額算出表

1 住戸の持分と年齢

2 対象借入金等のチェック

※年齢は申請年度の4月1日時点の満年齢

氏名		持分	年齢	チェック項目	チェック欄	市確認
本人				償還期間が10年以上である	はい・ いいえ	
共有者				借入先から住宅取得等特別 控除の証明が受けられる。	はい・ いいえ	

3 住戸購入に係る借入金等の額 ※借入金等が連帯債務の場合には、自己負担分が対象となります。

借入先	債務者	借入金額①	自己負担率②	①×②	償還期間
合 計				③	

4 住戸の取得の対価（土地等の取得費用は除く。）

〔 購入対価 × 本人持分 〕 _____ 円

5 対象借入金の額

3 ③と4のいずれか少ない方の金額 _____ 円

6 奨励金の額（基本額）

(1) マンションの購入

(ア) 5の対象借入金の額の3.75% = _____ 円

(イ) 最高75万円×本人持分（ ） = _____ 円

(ウ) 奨励金の額 (ア)(イ)のいずれか少ない方の額 _____ 円

7 奨励金の額（若年者の場合の加算額）

(1) 5の対象借入金の額の2.5% = _____ 円

(2) 最高50万円×本人持分（ ） = _____ 円

(3) 奨励金（加算額）(1)(2)のいずれか少ない方の額 _____ 円

8 奨励金の合計額（10,000円未満の端数は切り捨て） _____ 円

勤務地証明書

（宛先）金沢市長

（申請者）

住 所 _____

氏 名 _____

（勤務先）

所在地 _____

名 称 _____

上記の者が、当地に勤務していることを証明します。

年 月 日

（勤務先等の名称等）

所在地 _____

名 称 _____

代表者 _____

（署名又は記名押印）

（電話 — — ）

注意：勤務先の所在地及び名称は、実際に勤務している事業所又は事務所等を記入してください。

様式第4号（第6条関係）

住宅取得支援制度の利用に係る

町会加入証明書

次の者が町会に加入したことを証明します。

住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日

（宛先）金沢市長

町 会 名 _____

町 会 長 _____

（署名又は記名押印）

この証明書は、制度利用者が利用する住宅取得支援制度の要件である「町会に加入したこと」を証明するためのものです。お手数ですが、町会長様には、制度利用者に返却願います。

(別紙)

住宅資金に係る借入金等の残高証明書

金融機関等債権者

_____様

申請者 住所

氏名

金沢市から「ようこそ金沢まちなかマンション購入奨励金」の交付を受けるため、住宅取得資金に係る借入金又は債務の残高について証明願います。

住宅取得資金の借入れ等をしている者	住所			
	氏名			
住宅借入金等の区分	租税特別措置法第41条第1項第 号	住宅借入金等の内訳	1 住宅のみ 2 土地等のみ 3 住宅及び土地等	
住宅借入金等の金額	残高	円 (年 月 日現在)		
	当初金額	年 月 日 円		
償還期間又は割賦期間	年 月から の 年 月間			
(摘要)				

年 月 日における租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額等について、上記のとおり証明します。

年 月 日

(住宅借入金等に係る債権者等)

所在地 _____

名 称 _____

(署名又は記名押印)

◎ この証明書は、租税特別措置法施行令第26条の3第1項の規定による証明書に準じて記載してください。

(問い合わせ先 金沢市都市整備局定住促進部 住宅政策課 TEL 076-220-2136)

(ご注意) 住宅借入金等の内訳が2の「土地等のみ」である場合は、ようこそ金沢まちなかマンション購入奨励金は交付されません。